

株式会社 安川電機

海外グループ会社に対する  
輸出管理

Sep. 1st, 2017

**YASKAWA ELECTRIC CORPORATION**

Export administration Dept.

## 1. 会社紹介

## 2. 当社輸出製品とアプリケーション事例

## 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理

- ・ 海外子会社の管理について（経済産業省より）
- ・ グローバル管理
- ・ 海外の管理レベル評価事例
- ・ 海外の自己管理レベル評価事例
- ・ インド管理の事例
- ・ 内部監査事例
- ・ 現地教育事例

# 1. 会社紹介（プロフィール）

(2017年3月20日現在)

- 商号 : 株式会社安川電機  
YASKAWA Electric Corporation
- 設立 : 1915年（大正4年）7月16日
- 本社所在地 : 福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
- 資本金 : 306億円
- 従業員数 : 連結 14,632名（臨時従業員含む）
- 売上高 : 連結 3,949億円（2016年度\*）
- 主な事業 :
  - ・ モーションコントロール（サーボ、インバータ）
  - ・ ロボット
  - ・ システムエンジニアリング



\*本資料に記載の2016年度は、2016年3月21日から2017年3月20日までの連結会計年度です。

# 1. 会社紹介 (事業の変遷)



創業者  
安川 第五郎



代表取締役社長  
(2016年度～)  
小笠原 浩  
(第十代社長)

創立

1915年

1950年

1980年

1990年

2000年

2015年

2025年ビジョン

電動機 (石炭搬送)



1917年  
「三相誘導電動機」を  
製品化

製  
品  
展  
開

電動機・電機  
システムの技術を  
成長するメカトロ  
ニクス分野へ応用・  
展開

メカトロニクス  
分野にシフト

電機システム

鉄鋼・紙・フィルム・  
プラント・上下水道



システムエンジニアリング

インバータ

DCサーボモータ

ACサーボモータ

産業用ロボット

FPD用ロボット

クリーン・  
真空ロボット

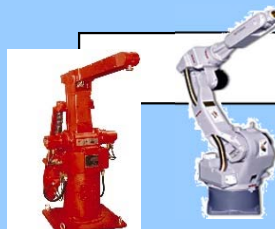
新世代ロボット

次世代ロボット

1958年  
「ミナーシャ  
モータ」を開発



1977年  
「MOTOMAN-L10」を開発



1969年「メカトロニクス」を  
商標登録出願  
(登録1972年)



Clean Power



Mechatronics



Humatronics



# 1. 会社紹介（安川電機の2025年ビジョン）

『コア技術の進化とオープンイノベーションの融合により、社会に対し新たな価値を提供する』

## 目指す姿

### Respect Life

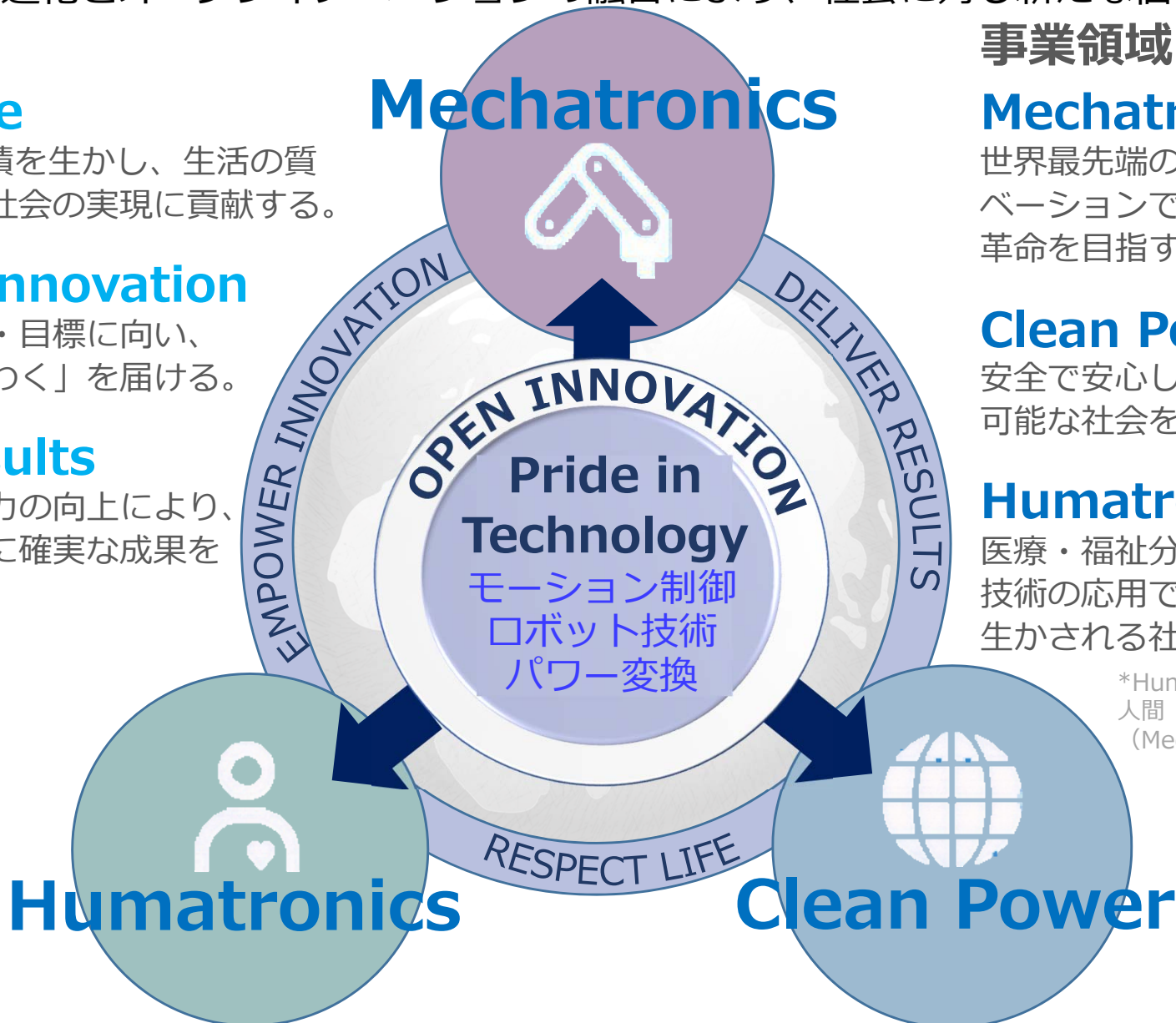
100年の技術の蓄積を生かし、生活の質向上と持続可能な社会の実現に貢献する。

### Empower Innovation

新しい技術・領域・目標に向い、人々の心に「わくわく」を届ける。

### Deliver Results

継続的な事業遂行力の向上により、ステークホルダーに確実な成果を届ける。



## 事業領域

### Mechatronics

世界最先端の技術+オープンイノベーションで、新たな産業自動化革命を目指す。

### Clean Power

安全で安心して暮らせる持続可能な社会を目指す。

### Humatronics\*

医療・福祉分野へのメカトロニクス技術の応用で、人間の能力がより生かされる社会を目指す。

\*Humatronics/ヒューマトロニクス：人間（Human）とメカトロニクス（Mechatronics）を掛け合わせた造語

# 1. 会社紹介 (セグメント別事業概要)

## モーションコントロール

### 【主要製品】

- ・ ACサーボモータ、コントローラ
- ・ リニアサーボ
- ・ インバータ
- ・ パワーコンディショナ
- ・ EV用モータドライブシステム など



ACサーボ



汎用インバータ



パワーコンディショナ



EV用モータドライブシステム

## ロボット

### 【主要製品】

- ・ 産業用ロボット
  - アーク・スポット溶接、塗装用途向け
  - FPD搬送、ハンドリング用途向け
- ・ 半導体製造装置用ロボット
- ・ バイオメディカル用途向けロボット
- ・ 人共存型ロボット など



アーク溶接ロボット



新小型ロボット



バイオメディカル向け  
新型双腕ロボット



人共存型ロボット

## システムエンジニアリング

### 【主要製品】

- ・ 鉄鋼プラント用電機システム
- ・ 上下水道用電気計装システム
- ・ 大型風力発電用電機品 など



上下水道システム



連続鋳造設備



大型風力発電用  
発電機とコンバータ

## その他

### 【主要製品】

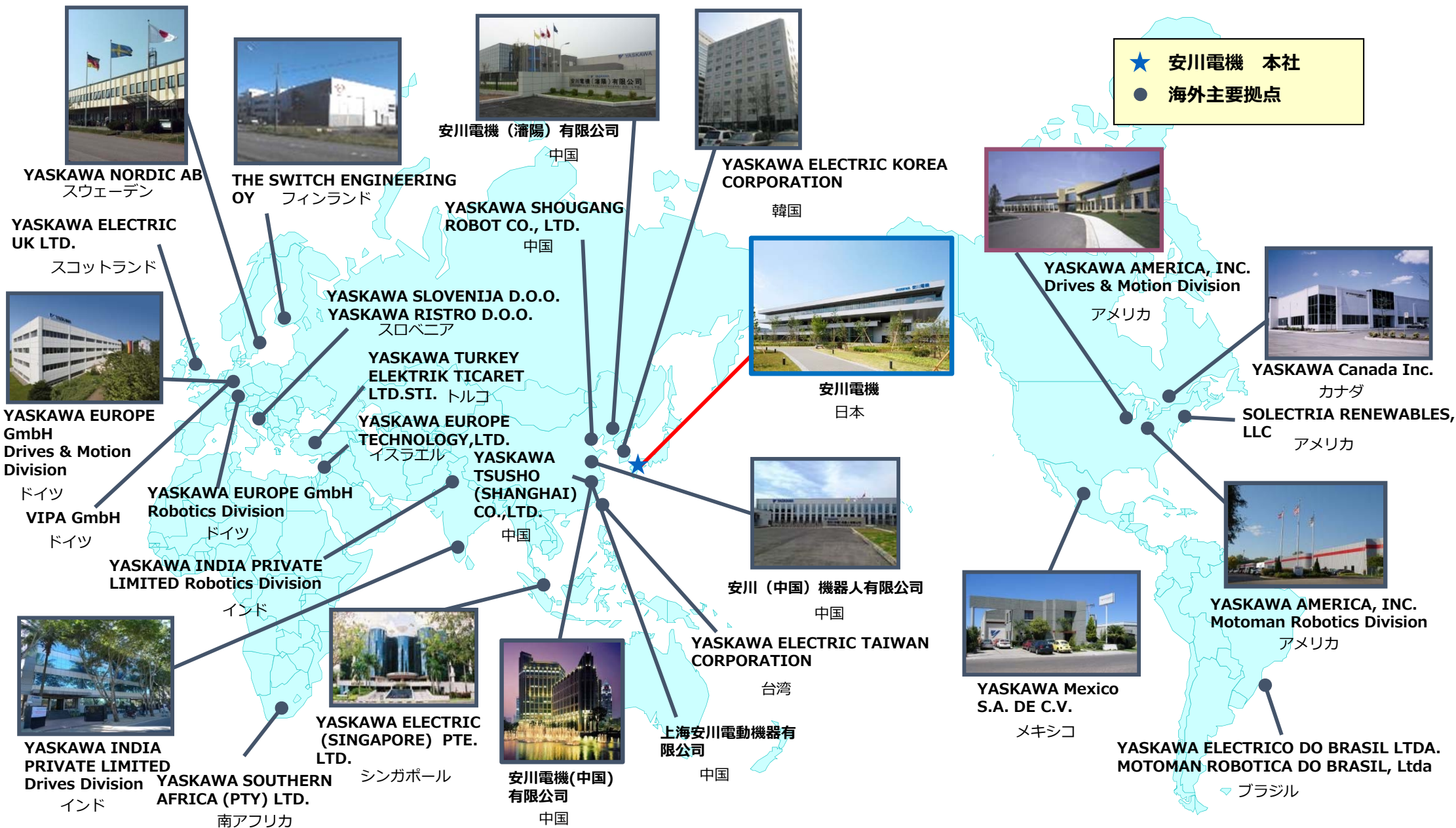
- ・ 情報関連事業
- ・ 物流サービス など



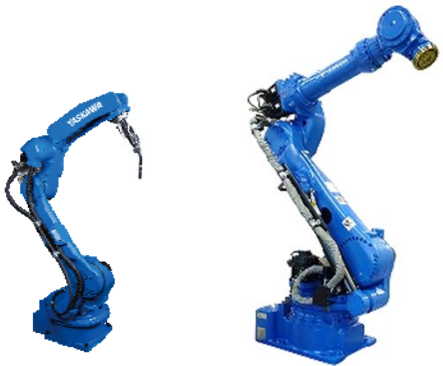
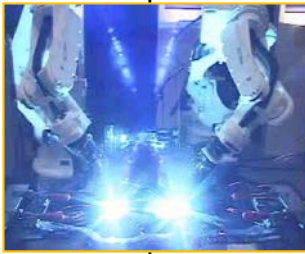



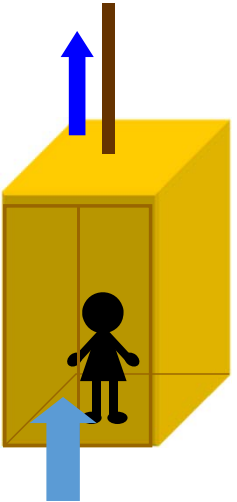




ハイパワーレーザ対応スキャナヘッド



# 1. 会社紹介 (グローバルネットワーク)



## 2. 当社輸出製品とアプリケーション事例 (用途コントロールが重要)

	民生用途事例	軍事用途事例
<p><b>ロボット関連製品</b></p>  <p>溶接/汎用ロボット</p>	<p>溶接/汎用ロボット</p>  <p>自動車用部品</p> 	<p>武器用部品</p> 
<p><b>モーションコントロール関連製品</b></p>  <p>インバータ サーボ モータ</p>	<p>エレベータ制御</p> 	<p>工作機械</p>  <p>核遠心分離器</p>  <p>自動車用部品</p>  <p>武器用部品</p> 



### 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理（経済産業省より）

#### 海外子会社における輸出管理の強化について

平成17年4月1日  
経済産業省 貿易管理部長

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供については、国際的協調の下に、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

(中略)。また、最近は、大量破壊兵器等の製造・開発等に用いられるおそれがある貨物（汎用品）が**第三国を經由して懸念国に結果的にわたった事例**が、海外において発生しております。

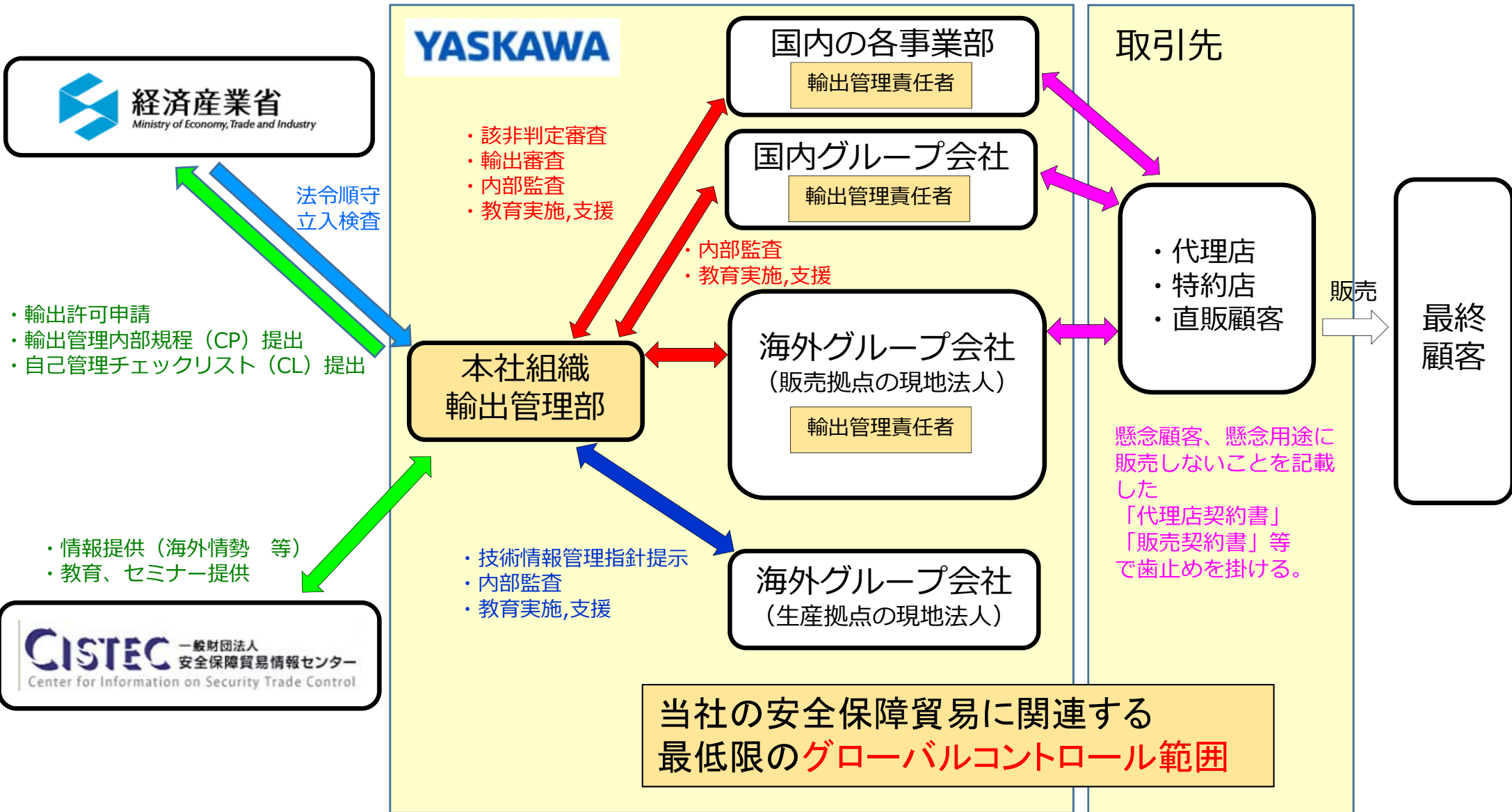
このような行為に海外子会社が巻き込まれた場合、行為そのものは海外子会社が行ったことであっても、親会社と海外子会社とは密接な関係にある以上、実質的に経営を支配している**親会社に対する社会的な責任も強く問われかねません。**

(中略)







このような中、海外子会社をお持ちの親会社各位におかれましても、我が国企業の**海外子会社が現地で大量破壊兵器等の製造・開発等に結びつく行為に荷担**することがないよう、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行っていただきますようお願いいたします。

### 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理（グローバル管理）

目的：関係法令に違反する輸出事故を発生させないこと。



### 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理（海外の管理レベル評価事例）

管理対象国		ドイツ 	中国 	インド 	シンガポール 	台湾 	韓国 	アメリカ 
販売テリトリ		欧州、アフリカ 中東地域国	中国	インド スリランカ ブータン ネパール	東南アジア オセアニア	台湾	韓国	北アメリカ 南アメリカ
管理優先順位 (黄色：過去1年間で監査実施)		1	1	2	2	3	3	3
監査の優先順位理由		アメリカの制裁 に関わるイラン がテリトリに含 まれるため	北朝鮮に近い ため	中東地域に近く 間接輸出が想定 されるため	シンガポールは タイやインドネ シアなど東南ア ジア諸国の会社 を総括している ため	-	-	-
[評価1] 国家方針依存 の評価	貨物規制	O	O	O	O	O	O	O
	役務規制	O	O	O	O	O (貨物と共に輸 出される場合)	O	O
	ワッセナーアレン ジメント参加	O	X	X	X	X	O	O
	キャッチオール規制	O	O	O	O	O	O	O
	ICP (Internal Compliance Program) の政府に よる奨励	O	O	O	O	O	O	O
	罰則	O	O	O	O	O	O	O

### 3.海外グループ会社の安全保障貿易管理（自己管理レベル評価事例）

管理対象国	ドイツ 	中国 	インド 	シンガポール 	台湾 	韓国 	アメリカ 	
[評価 2] (1:改善要, 2:普通, 3:良好) 自主管理レベル評価	3	3	2	2	2	2	3	
審査業務	キャッチオール 審査方法	システムツール を利用して実施	←	懸念リスト検索 など手作業による 調査を実施	←	←	←	システムツール を利用して実施
	ICP(Internal Compliance Program) の整備状況	I C Pに相当する 業務基準を制定	←	ICP リリース済 (現地内部監査 時に協業して作 成)	内部監査の中で 確認	←	←	システムツールを 利用して実施
	(1) 顧客との直接輸出 取引  (2) 代理店経由の間接 輸出取引	懸念国、懸念顧 客との取引を行 わないよう契約 書に記載	←	懸念国、懸念顧 客との取引を行 わないよう契約 書に記載 予定  (注記) 代理店との安全 保障貿易管理に 関わる追加契約 書を締結すれば、 評価2は「3」 になる予定	内部監査の中で 確認	←	←	←

### 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理（インド管理の事例）

	輸出先	輸出製品	日本からのインドへの ビジネス方針要求	現地の内部監査時に協 議した結果	
(1) 顧客との 直接輸出取引	<b>【輸出テリトリ】</b> - スリランカ  - ネパール  - ブータン 	リスト規制 該当品  (例) 高性能インバータ	<b>取引許可</b> <b>[要求項目]</b> 販売契約書に武器製造のような懸 念用途に使用しないことを記載す ること。	安川インドは日本から の要求に合意した。 必要は業務手順は I C P の中に記載する。  <b>【追加方策の計画】</b>	
	非該当品	同上			
(2) 代理店経由の 間接輸出取引	<b>【懸念国】</b> - 北朝鮮  - イラク  - イラン 	リスト規制 該当品	<b>取引禁止</b> <b>[要求項目]</b> 代理店、システムインテグレータ、 O E M との取引契約書にこれら懸 念国との取引を禁止することを記 載すること。	<b>方策:</b> <b>(1) 契約書を通じて代理            店の販売管理を強化            する。</b>  <b>(2) 下記のような必要            な情報を文書で安川イ            ンドへ報告する追加の            誓約書</b> - 製品リスト - 顧客と国のリス - ユーザー確認書類  <b>(3) 代理店向けのト            レーニングやオリエン            テーションを実施する。            ※日本からも上記教育            へ赴き、日本の輸出管            理状況や管理方針を直            接レクチャーする。</b>	
	非該当品	同上			
	<b>【国連武器禁輸国】</b> アフガニスタン、中央アフリカ コンゴ民主共和国、エリトリア イラク、レバノン、リビア、北朝鮮 ソマリア、スーダン  <b>【米国が指定するテロ支援国】</b> シリア	リスト規制 該当品	<b>取引許可</b> <b>[要求項目]</b> 下記の条項を取引契約書に記載す ること。 (1) 安川製品または安川製品が搭 載された機械を懸念顧客に販売し ないこと。 (2) 武器製造のような懸念用途に 販売しないこと。		
	非該当品	同上			
	<b>【その他】</b>	リスト規制 該当品	同上		
	非該当品	同上			

# 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理 (内部監査事例)

Audit check sheet for the security export control  
輸出管理内部監査チェックシート

ICP項目に沿った36  
の監査項目

総合評価

被監査部門  
輸出管理責任者承認

監査部門  
承認

1. Date	19th/May.2016	
2. Place	(YEU)	
3. Attendance	(YEC) Export administratuion Dept. F.Takemoto K.Imai	(YIND) Akinori Urakawa Hajime Ikuta Shailendra Salvi Harish BS Avinash Seetharam
4. Result	(1) ICP draft version has been created in the audit. After ICP will be registered, some scores will be 3. (2) Additional contract document has been created in the audit. After contracted with ABPs, more proper security export control will be done. (3) Internal education should be carried out.	

(YIND) Approved	(YEC)	
A.Urakawa 2017.05.19	Approved (Yuri) F. Takemoto 2017.05.19	Prepared (Yuri) K.Imai 2017.05.19

(Yuri)17-010

個別評価

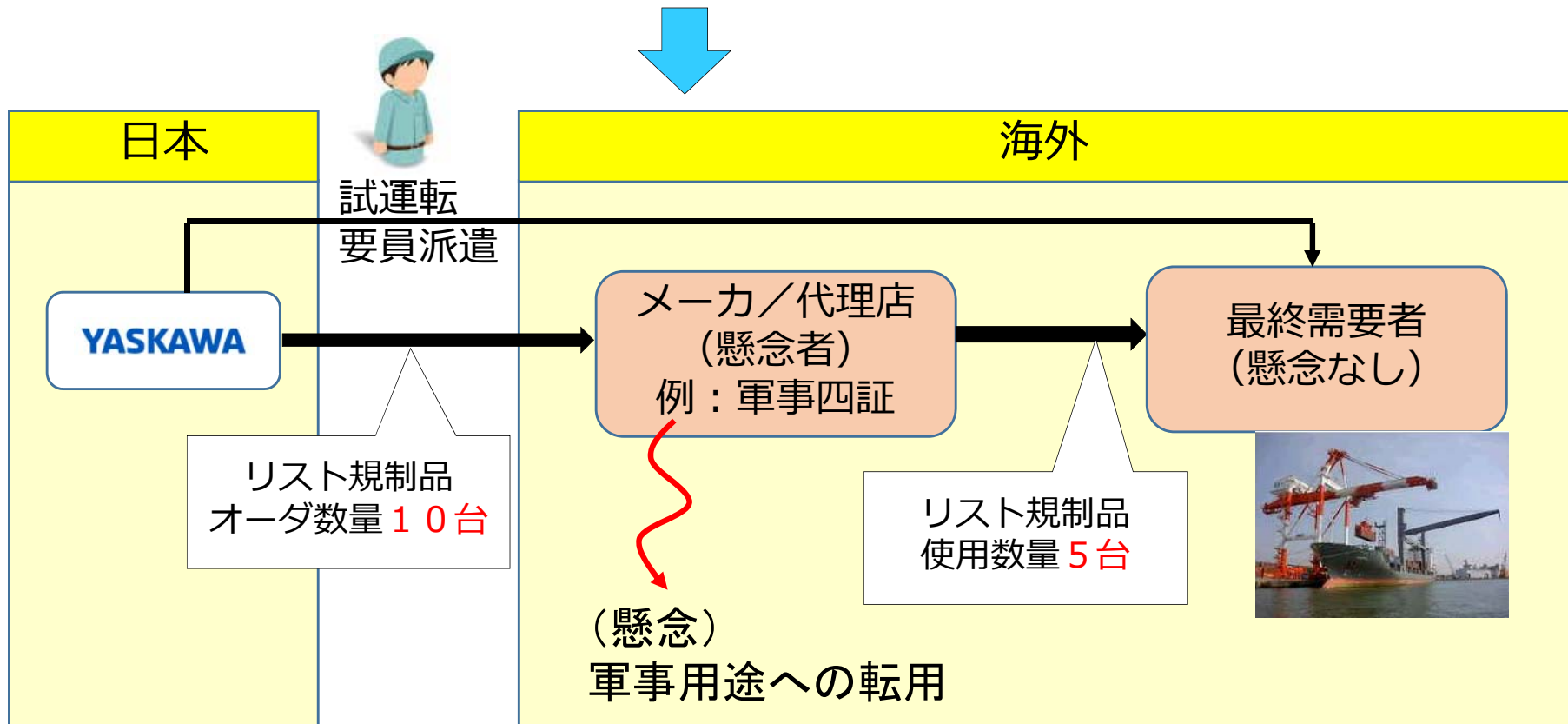
April 24/2017

No.	Categories 大項目	Question 質問事項	What to check チェックポイント Comments For (YEC)	Evidence document and etc. 確認する資料等	Audit result comments 監査結果	Assessment 1.Poor 2.Normal 3.Good 監査結果の評価	Judgment 判定 "A" Acceptable "B" Correction is required "C" Review and creation of the control method is required.
1	Basic Policy 基本方針	Are there internal rule or stipulation on security export control? If so, explain it briefly. 輸出管理業務について規定額を定めていますか、あれば、その概要を説明してください。	- ICP document existence - How to educate about ICP for (YIND) internal members	- Organization Chart - ICP/Operation manuals for Security export control	Currently, the internal rule or stipulation on security export control document does not exist.  (YEC) and (YIND) will make the (YIND)ICP together. Then, the ICP will be registered as a job procedure in accordance with ISO9001.	1  After ICP will be registered, the score will be 3.	B
2	Classification to confirm list regulated item or not. 談非判定	How the judgment is conducted on whether the export items fall under the list regulated items or not. Please show us the organization chart indicates responsible person or department. 談非判定の責任体制はどのようになっていますか、体制表があれば見せて下さい。	談非判定の責任者・各部門の役割は明確になっているか、役割を説明させる。	- Organization Chart with responsibilities definition	(YIND) has not exported "the list regulated products" and "the list regulated products from suppliers". Therefore, since the judgements are unnecessary, it has not been done by (YIND). Procured products from suppliers are used only for internal manufacturing.  [Recommendation] The judgement rule should be defined in ICP for preparing of future's export of the list regulated products.	2	B
3		Please explain method of classification if the item to export fall under the list regulated items.	・多量に於て判定されているか、	- Classification sheet - Record of classification such	Not applicable		

### 3. 海外グループ会社の安全保障貿易管理（現地教育事例）

#### 【リスト規制品輸出時の注意事例】

- ・ 最終需要で使用される数量より実際のオーダ数量が多い場合
- ・ 最終需要者と当社間に介在するメーカーや代理店が懸念者の場合



#### 【取引のガイドライン】

当社から最終需要者先に試運転要員を派遣して、最終用途が確認できる場合であっても中間メーカー/代理店に懸念者が含まれる場合は、数量の差分の用途を確認すること。